

○公正入札等調査委員会の設置等について

平成6年5月31日6経第931号

大臣官房経理課長から大臣官房地
方課長、各局長、農林水産技術会
議事務局長、各庁長官、農林水産
研修所長あて

最近改正 平成26年8月27日26経第655号

「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議了解）を踏まえ、建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置することとしたので、下記事項に十分留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

なお、入札談合に関する情報への対応等については、別添のとおり談合情報対応マニュアルを作成したので、当分の間、これを参考として遺憾のないよう措置されたい。

おって、貴管下関係機関の長への周知及び指導（並びに貴管下特殊法人の長への通知）については、貴職から願います。

記

第1 趣旨

農林水産省の各部局における契約に係る入札等（入札、競り売り、見積もり合わせその他競争により相手方を選定する方法をいう。以下同じ。）の適正を期し、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、入札等に係る談合情報又は入札等に関して職員が談合があると疑うに足る事実（以下「入札等談合情報等」という。）に対する的確な対応を行うため、別表に掲げる部局に公正入札等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

第2 調査審議事項

委員会は、入札等談合情報等を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 入札等参加者に対する事情聴取等の調査の要否
- (2) 事情聴取項目等の調査の内容
- (3) 公正取引委員会及び警察庁への通報の内容
- (4) 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い
- (5) その他(1)から(4)までに付随する事項

第3 構成

委員会は、別表に掲げる委員長及び委員長が委員として指定する当該委員会に係る部局に所属する職員をもって構成するものとする。

委員長は、委員を指定するに当たっては、入札等の事務に直接関係しない職員を含めるものとする。

また、委員長は、審議事案の内容及び性質に応じ必要があると認める場合には、臨時委員として、当該委員会に係る部局以外の部局に所属する職員の参加を求めることができる。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議

委員長は、入札等談合情報等を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

第5 会則

本通知に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める会則によるものとする。

第6 事務局

委員会の事務局は、委員会を設置する部局における契約事務を担当する課に置くものとする。

附 則

本改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日付け21経第2130号）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月27日から施行する。

別表

公正入札等調査委員会の設置部局及びその委員長

部 局 名	委 員 長
大臣官房経理課	経理課長
各 局 庁	庶務課長
地 方 農 政 局	総務部長
北海道農政事務所	総務管理官
森 林 管 理 局	総務企画部長
漁業調整事務所	所 長
施 設 等 機 関	総務部長
農林水産技術会議 事務局筑波事務所	次 長